

令和2年 第4回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 6月19日 開議

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 2 年第 4 回美瑛町議会定例会

令和 2 年 6 月 1 9 日午前 9 時 3 0 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 1 号 美瑛町税条例等の一部改正について
- 第 3 議案第 2 号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について
- 第 4 議案第 3 号 美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第 5 議案第 4 号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 6 議案第 5 号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 7 議案第 6 号 美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 8 議案第 7 号 美瑛町へき地保育所条例の一部改正について
- 第 9 議案第 8 号 美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 9 号 専決処分について
- 第 1 1 議案第 1 0 号 専決処分について
- 第 1 2 議案第 1 1 号 令和 2 年度美瑛町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 1 3 議案第 1 2 号 令和 2 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 4 議案第 1 3 号 令和 2 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 5 議案第 1 4 号 令和 2 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 6 議案第 1 5 号 令和 2 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 7 議案第 3 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 1 8 議案第 3 2 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 1 9 議案第 3 3 号 請負契約の締結について
- 第 2 0 議案第 1 6 号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 1 7 号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 1 8 号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 1 9 号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 2 0 号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 2 1 号 農業委員会委員の任命について

- 議案第 2 2 号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 2 3 号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 2 4 号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 2 5 号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 2 6 号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 2 7 号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 2 8 号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 2 9 号 農業委員会委員の任命について
- 議案第 3 0 号 農業委員会委員の任命について
- 第 2 1 報告第 1 号 令和元年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 2 2 報告第 2 号 美瑛町土地開発公社の経営状況について
- 第 2 3 報告第 3 号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について
- 第 2 4 報告第 4 号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について
- 第 2 5 報告第 5 号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について
- 第 2 6 意見書案第 3 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
について
- 第 2 7 意見書案第 4 号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書について
- 第 2 8 意見書案第 5 号 2 0 2 1 年度地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 第 2 9 意見書案第 6 号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費
国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・
「3 0 人以下学級」の実現に向けた意見書について
- 第 3 0 意見書案第 7 号 2 0 2 0 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 第 3 1 所管事務調査の申し出について

○出席議員（13名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
4番	濱田	洋一	議員	
5番	大坪	正明	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
9番	高田	紀子	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（1名）

3番	増山	和則	議員
----	----	----	----

○出席説明員

町	長	角 和 浩 幸 君
副	町 長	池 田 由 行 君
会 計 管 理 者		鈴 木 貴 久 君
総 務 課 長		小 杉 昌 敏 君
まちづくり推進課長		今 瀧 毅 君
移住定住推進室長		高 島 和 浩 君
税 務 課 長		川 合 実智代 君
住 民 生 活 課 長		高 木 比斗志 君
保 健 福 祉 課 長		今 野 聖 貴 君
地域包括支援センター所長		高 崎 史江里 君
子ども・子育て支援室長		檜 山 尚 代 君
商工観光交流課長		栗 原 行 可 君
文化スポーツ課長		平 間 克 哉 君
農 林 課 長		吉 川 智 巳 君
建 設 水 道 課 長		山 下 浩 史 君
水 道 整 備 室 長		長 野 克 哉 君
町立病院事務局長		観 音 太 郎 君
総 務 課 長 補 佐		鈴 木 誠 君
総 務 課 財 政 係 長		松 岡 歩 君
教 育 長		千 葉 茂 美 君
管 理 課 長		梶 原 祐 治 君
図 書 館 長		山 上 修 司 君
農 業 委 員 会 会 長		川 崎 章 道 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		富 田 敏 博 君
代 表 監 査 委 員		大 西 宣 充 君

○書記

事務局長 新村 猛 君
次 長 才 川 育 世 君

開議挨拶

○議長（佐藤晴観議員） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き、ご参集をいただきましてありがとうございます。このところ、どうも天気がぱっとしなく、だらだらとあまりよろしくない天気が続いているところなんです、なんかね、農家さんにちらっと聞くと、もういらなくなつて雨いらないうつて言ってる方もいらっしゃいましたので、何か変にいたづらをしてない雨、天気になってくれれば良いなと思っております。自分の生業のことを考えると、雨は一滴もいない状況であり、でもだからといってたまに雨降るとちょっと骨休みにもなったりして、良い雨だなあつていう時もあるんですけど、あんまりだらだら続くところです、もやもやしてきて、気ばかり急つてしまうというところでもあります。今日は時間がたっぷりあります。昨日のように焦っておりませんので、慎重審査をお願い申し上げます。

開議宣告

○議長（佐藤晴観議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人です。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、6番中村俱和議員と8番桑谷覺議員を指名します。

日程第2 議案第1号 美瑛町税条例等の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、議案第1号、美瑛町税条例等の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

川合税務課長。

（税務課長 川合 美智代君 登壇）

○税務課長（川合美智代君） おはようございます。議案第1号の提案理由について説明を申し上げます。議案集は1頁から13頁、改正要旨及び新旧対照表は資料の1頁から47頁までで

す。今回の改正は地方税法等の一部を改正する法律、関係する政令、省令が、それぞれ本年3月31日と4月30日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容について説明いたします。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、改正内容を資料により説明いたします。資料の1頁をお開きください。

改正の要旨は、冒頭で説明したとおりです。

2の改正の概要の中で主なものを説明いたします。なお、文末の括弧内はそれぞれ該当する条番号及び改正附則等の条番号です。また、新旧対照表は6頁からですので、ご参照願います。

まず、町民税では未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の改正、それに伴い、給与所得者等の扶養親族申告書等の提出義務の改正、法人の均等割税率の改正など法人税法改正に伴う規定の整備、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税特例の延長、優良住宅地の造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税課税特例の延長、新型コロナウイルス感染症特例法に係る特例制度の創設など、それぞれの改正に伴い、規定の整備を行うものです。

3頁の固定資産税では固定資産の納税義務者等に現所有者の申告規定の創設、中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充。

4頁のたばこ税は軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しによる改正。

軽自動車税では軽自動車税の環境性能割の非課税期間の改正を行うものです。

その他地方税法の改正に伴う町民条文の整備を行うものです。

以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「はい」の声)

1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) 1番保田でございます。おはようございます。今、税条例ご説明ありましたけれども、附則の第10条の改正規定ということで、その改正要旨の説明が3頁の(2)固定資産税②にございます、中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置ということで、新型コロナウイルス関係でですね、中小企業等に対して償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減する規定の整備を行うものということで、これは説明の中で国の地方税法の改正に伴うものということで説明がありましたけれども、国の地方税法の改正趣旨といいますと、厳しい環境にある中小企業者等に対して令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税、都市計画税の課税標準を2分の1または

0にするということで、令和2年2月から10月までの任意の3カ月間の売上高が前年度同期に比べて50%以上減少している事業者さんということなんですけれども、この今回の条例改正は、この国の改正に伴う分のみということで考えてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 川合課長。

○税務課長(川合美智代君) はい、保田議員おっしゃるとおりでございます。令和3年度の固定資産税と都市計画税の課税標準額の軽減に係るものとなっております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) はい。これは前回、4月の議員協議会の中で、ちょっと説明を受けた部分でなんですけれども、令和3年度課税分に限定されている国の固定資産税等の軽減措置について令和2年度課税分から先行して実施したいという町長の意向もあったと思うんですけども、そういったことをご説明を受けているんですけども、何らかの事情があってそれはしないというようなことだと思うんですが、その理由ですね、ちょっと詳しくに教えていただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 川合課長。

○税務課長(川合美智代君) 令和2年度から実施する予定で検討を続けてまいりましたが、残念ながら見送った経緯を説明させていただきたいと思います。固定資産税の減免については地方税法第367条に規定があります。一つが天災その他特別な事情が生じたことにより税を軽減する必要がある者、二つ目が貧困に因り生活のための公私の扶助を受ける者、三つ目がその他特別な事情がある者となっております。今回、その他特別な事情がある者に該当させて軽減できないかと思って軽減を検討しておりましたが、町の顧問弁護士と協議した結果、残念ながら見送りとさせていただきました。理由としましては、町税、特に固定資産を減免することに対する公平性、公益性、そして必要性が認められないという指摘を受けたからです。

まず公平性についてですが、中小事業者等に限定して減免を実施することの可否についてです。コロナ災害により被害を受けた方は中小事業者等に限られないのではないかと、コロナウイルス感染症の被害により失業した給与所得者、また、事業所を賃貸により営業しておられる方との公平性はどうかと指摘されました。

また、次に公益性ですが、固定資産の利用目的に公益性がある場合に限り減免されます。これについても該当にはなりません。

最後に、必要性ということではあるんですけども、必要性についても、これは十分とは言えませんが、国から徴収猶予の特例、または令和3年度の減税等措置されていることから、

必要性についても該当しないのではないかと言われました。

以上の点から、残念ながら、町独自で固定資産税等の減免を実施することについては見送らせていただきまして、他の支援策に切り替えて実施してきたところであります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) そういった弁護士さんの意見を考慮し、考慮といいますか、採用して減免をしないことになったと思うんですけども、全国的にですね、多分減免の表明をしていた自治体も他にもあろうかなと思いますけれども、そこら辺の自治体も同じように減免は取りやめるとか、そういった状況になっているのかどうか、もし調べておりましたら、いるかをお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 川合課長。

○税務課長(川合美智代君) 固定資産の減免については、私が知る限り、どこも実施しておりません。住民税の軽減について検討したところはあったようなんですけども、それについても見送りということで管内の方で調査済みであります。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町税条例等の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第3、議案第2号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

川合税務課長。

(税務課長 川合 美智代君 登壇)

○税務課長(川合美智代君) 議案第2号の提案理由について説明を申し上げます。議案集は14頁から15頁、改正要旨及び新旧対照表は資料の48頁から54頁までです。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日と4月30日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容について説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、改正内容を資料により説明いたします。資料の48頁をお開きください。新旧対照表は49頁からですので、ご参照願います。

今回の改正は都市再生特別措置法の改正及び浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の固定資産に係る課税標準額の特例措置が創設されたことに伴う条文等の整備、中小事業者等が所有する事業用家屋の都市計画税の軽減措置、その他地方税法の改正に伴う条項及び条文の整備です。

以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第4、議案第3号、美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

川合税務課長。

(税務課長 川合 美智代君 登壇)

○税務課長(川合美智代君) 議案第3号の提案理由について説明を申し上げます。議案集は

16頁、改正要旨及び新旧対照表は資料の55頁、56頁です。今回の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年12月16日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後改正内容について説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、改正内容を資料により説明いたします。資料の55頁をお開きください。

2の改正の概要は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の法律名が改正されたことなどから、条文及び条項の整備を行うものです。また、新旧対照表は56頁ですので、ご参照願います。

以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第5、議案第4号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高木住民生活課長。

(住民生活課長 高木 比斗志君 登壇)

○住民生活課長(高木比斗志君) おはようございます。議案第4号の提案理由につきまして、ご説明させていただきます。議案集につきましては17頁から19頁になります。条例改正の要旨及び新旧対照表につきましては別冊資料の57頁から67頁になりますので、合わせてご

参照ください。今回の条例改正につきましては、情報技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等に係る情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和2年政令第163号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するものです。また、北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例（令和2年北海道条例第53号）の施行に伴い、あわせて本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきましてご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、別冊資料の57頁の条例改正の要旨を説明させていただきます。57頁をお開きください。

1の改正要旨につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

2の改正の概要であります。1点目は、個人番号の通知カードが廃止されることになったため、通知カードの再交付に係る手数料の規定を削除するものです。2点目につきましては、北海道より権限委譲を受けております都市計画法に係る開発行為の許可の手数料につきまして、北海道建設部手数料条例の規定に合わせて改正するものです。

3の施行期日につきましては公布の日から施行します。

新旧対照表につきましては省略させていただきます。

資料の説明を終わり、議案集の19頁にお戻りください。

附則からになります。この条例は、公布の日から施行する。以上、審議のほどよろしく願います。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第6、議案第5号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

樫山子ども・子育て支援室長。

（子ども・子育て支援室長 樫山 尚代君 登壇）

○子ども・子育て支援室長（樫山尚代君） おはようございます。議案第5号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は20頁から21頁、条例改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の68頁から70頁になります。今回の条例改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後に資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

別冊資料の68頁をお開き願います。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中でご説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正概要ですが、町の認可を受けた特定地域型保育事業者は、保育の提供の終了に際して必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、受入先となる連携施設（認定こども園や幼稚園など）を確保しなければならないことが第42条第1項第3号で規定されていますが、町が引き続き必要な教育・保育を提供できるよう必要な措置を講じているときは、この規定を適用しないことが適用しないこととすることができると関係内閣府令に規定されたため、第42条第4項及び第5項を改正するものです。

3の施行期日ですが、公布の日から施行となります。

なお、資料69頁からの新旧対照表は説明を省略させていただき、後ほどご高覧をお願いいたします。

資料による説明を終わります。議案集に戻ります。議案集の21頁をお開きください。

2行目の附則からになります。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第5号の件を採決します。議案第5号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第7号、議案第6号、美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

樫山子ども・子育て支援室長。

(子ども・子育て支援室長 樫山 尚代君 登壇)

○子ども・子育て支援室長(樫山尚代君) 議案第6号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は22頁から23頁、条例改正の要旨及び新旧対照表は、別冊資料の71頁から73頁になります。今回の条例改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、改正内容の説明をいたします。別冊資料の71頁をお開き願います。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中でご説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正概要ですが、次の3点になります。1点目は、町の認可を受けた家庭的保育事業者は、保育の提供の終了に際して必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、受入先となる連携施設(認定こども園や幼稚園など)を確保しなければならないことが第6条第1項で規定さ

れていますが、町が引き続き必要な教育・保育を提供できるよう必要な措置を講じているときは、この規定を適用しないこととすることができると省令に規定されたため、第6条第4項及び第5項を改正するものです。

2点目は、児童福祉法の改正に伴い条項のずれが生じたため、第23条第2項第2号を改正するものです。

3点目、第37条第4号に規定する保育の条件として、「保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加えるものです。

3の施行期日ですが、公布の日から施行となります。

なお、資料72頁からの新旧対照表は説明を省略させていただき、後ほどご高覧をお願いいたします。

資料による説明を終わり、議案集に戻ります。議案集の23頁をお開き願います。

6行目からの附則になります。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第6号の件を採決します。議案第6号、美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 美瑛町へき地保育所条例の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第8、議案第7号、美瑛町へき地保育所条例の一部改正についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

樫山子ども・子育て支援室長。

(子ども・子育て支援室長 檜山 尚代君 登壇)

○子ども・子育て支援室長(檜山尚代君) 議案第7号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は24頁、条例改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の74頁から75頁になります。今回の条例改正につきましては、平成30年度から休所しております美馬牛へき地保育所は、今後保育を再開する見込みがなく、閉所について地域との協議が整いましたので、条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、改正内容の説明をいたします。別冊資料の74頁をお開き願います。

改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、第2条の表中「美瑛町立美馬牛へき地保育所」の項を削るものです。

3の施行期日ですが、公布の日から施行になります。

なお、資料75頁の新旧対照表につきましては、説明を省略させていただき、後ほどご高覧をお願いします。

資料の説明を終わり、以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第7号の件を採決します。議案第7号、美瑛町へき地保育所条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第9、議案第8号、美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

檜山子ども・子育て支援室長。

(子ども・子育て支援室長 檜山 尚代君 登壇)

○子ども・子育て支援室長(檜山尚代君) 議案第8号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は25頁、条例改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の76頁から77頁になります。今回の条例改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部改正を行うものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、改正内容の説明をいたします。別冊資料の76頁をお開き願います。

改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正概要ですが、放課後児童支援員認定資格研修について、中核市の長も実施することができることとなったことにより、第10条第3項に当該規定を追加するものです。

3の施行期日ですが、公布の日からの施行になります。

なお、資料77頁の新旧対照表につきましては説明を省略させていただき、後ほどご高覧をお願いします。

以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第8号の件を採決します。議案第8号、美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 専決処分について

日程第11 議案第10号 専決処分について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第10、議案第9号、専決処分について承認を求める件及び日程第11、議案第10号、専決処分について承認を求める件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第9号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉総務課長。

（総務課長 小杉 昌敏君 登壇）

○総務課長（小杉昌敏君） おはようございます。議案第9号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は26頁から32頁になります。今回の専決処分につきましては、令和2年度美瑛町一般会計補正予算（第3号）につきまして、令和2年5月15日に専決しましたので地方自治法の規定により報告し、承認をお願いするものです。専決した補正予算の内容につきましては、落雷被害により下水処理場の電気系統の故障に伴う仮設電気工事に係る一般会計から公共下水道事業特別会計への繰出金の追加に係る補正で、歳入歳出それぞれ3,510万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億1,540万円とするものでございます。

それでははじめに議案を朗読いたします。議案集の26頁をお開き願います。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。はじめに歳出からご説明いたします。議案集の31頁をお開き願います。

歳出、第8款土木費、第4項都市計画費、第2目公共下水道費、補正額3,510万円の追加です。落雷による下水処理場被災に伴う災害復旧費、繰出金の追加で、応急復旧に係る経費及び本復旧に向けた準備に係る経費の追加補正でございます。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集29頁になります。

歳入、第19款繰越金、第1項繰越金、補正額3,510万円の追加です。補正経費について、繰越金で財源措置を行うものでございます。

28頁の第1表歳入歳出予算補正の説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

長野水道整備室長。

(水道整備室 長野 克哉君 登壇)

○水道整備室長(長野克哉君) おはようございます。それでは議案第10号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は33頁から39頁までになります。令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、5月15日に専決処分しましたので、議会の承認をお願いするものでございます。今回の補正につきましては5月13日に発生した落雷により被災した下水処理場の応急復旧工事等に要する費用について、追加をお願いさせていただくものでございます。それでは、はじめに議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。はじめに歳出からご説明を申し上げます。38頁をご覧ください。

歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、補正額3,510万円の追加。終末処理場災害復旧事業における応急復旧工事に要する委託料、工事請負費等でございます。

次に歳入についてご説明いたします。36頁にお戻り願います。

歳入、第4款繰入金、第1項繰入金、補正額3,510万円の追加。終末処理場災害復旧事業に伴う一般会計繰入金の追加でございます。

35頁の第1表歳入歳出予算補正については説明を省略させていただきます。

以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これで2案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、2案件に関連する事項について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで2案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑を行います。議案集の29頁から32頁まで。はじめに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。今回の落雷被害はかなり大きなものとイメージしておりますけども、処理水がですね、手動であって、処理そのものには支障はないと聞いております。ですから、具体的にどのような損害があったのかっていうのが中々頭に浮かばないんですけども、そこで伺います。この被害の調査、これは全て完了してるんでしょうか。そして、被害が全て明らかになってるんでしょうか、または不明の箇所はまだあるんでしょうか。その辺を伺います。

○議長(佐藤晴観議員) ちょっと休憩します。

休憩宣告（午前10時24分）

再開宣告（午前10時25分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集26頁から28頁まで。議案第9号本文並びに令和2年度美瑛町一般会計補正予算（第3号）の条文及び第1表歳入歳出予算補正について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第9号について質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑を行います。議案集の36頁から39頁まで。はじめに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。もう一度お伺いしますけども、かなり大きな被害であったと、落雷であればね、これ自然災害ですから致し方ないんですけども、そういう避雷針の作用が立たなかったと。それで数億ボルト、高い時には数億ボルト、電流は何十アンペアと流れる訳ですね、一瞬です。この被害の状況は全て調査が行われたのか、まあ行われたんでしょう、そこで被害が全て明らかになっているのかですね、まだ不明な箇所が残っているのか、その辺をお聞かせください。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 長野水道整備室長。

○水道整備室長（長野克哉君） はい、被害の状況につきましては、5月13日の被災を受けまして、まず、その段階で職員とそれから事業者、それから電気保安協会等の関係の機関の方で現地に行きまして、応急のまず状況確認ということを行いまして、その後、下水道事業団という下水道関係の支援を全国的に行う組織がございますが、そちらの方に支援を要請しまして、そちらの方で概要の調査ということで、その後、入っております。その状況の中で、おおよその被害ということでその段階では5月の段階では調査をしまして、まず応急の復旧については先に入らしていただいたと。それでこの専決ということの対応をさせていただいたという状況でございます。被害の全体の調査につきましては、まだ詳細が全部出ている状況ではありません。現在まだ調査継続中ということで、今、被害内容と全体の調査設計ということで、継続して行っている状況でございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の33頁から35頁まで。議案第10号本文並びに令和2年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第1号)の条文及び第1表歳入歳出予算補正について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第10号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第9号についての討論を終わります。

次に議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第10号についての討論を終わります。

これから日程第10、議案第9号の件を採決します。議案第9号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は承認することに決定しました。

次に、日程第11、議案第10号の件を採決します。議案第10号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は承認することに決定しました。

午前10時45分まで休憩します。

休憩宣告(午前10時30分)

再開宣告(午前10時45分)

日程第12 議案第11号 令和2年度美瑛町一般会計補正予算(第4号)について

日程第13 議案第12号 令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第14 議案第13号 令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第15 議案第14号 令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第16 議案第15号 令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第1号)について

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第12、議案第11号、令和2年度美瑛町一般会計補正予算（第4号）についての件、日程第13、議案第12号、令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）についての件、日程第14、議案第13号、令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件、日程第15、議案第14号、令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算（第2号）についての件及び日程第16、議案第15号、令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第1号）についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第11号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉総務課長。

（総務課長 小杉 昌敏君 登壇）

○総務課長（小杉昌敏君） 議案第11号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は40頁から53頁になります。今回の補正予算の主なものは、総務費では移住定住コーディネーター配置経費の追加、テレワーク導入推進事業の追加、まちづくり寄附件数の増による返礼費用の追加など。農林水産業費では、道補助金、交付金の割当内示に伴う畑作構造転換事業及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金の追加、美瑛町農協が整備する加工野菜冷凍施設整備事業に対する町補助金の追加など。商工費では、新型コロナウイルス感染症の町独自の経済対策として実施する飲食店等の感染防止対策補助及び観光客受入支援事業補助など、びえいの観光応援事業に係る追加補正など。土木費では落雷被害による下水処理場の災害復旧工事に対する公共下水道事業特別会計への繰出金の追加など。教育費では小中学校におけるGIGAスクール情報端末整備事業の追加、各小中学校改修工事の追加など。諸支出金では、まちづくり寄附金及び一般寄附金の丘のまちびえいまちづくり基金費への積立金の追加でございます。歳入では国庫補助金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、GIGAスクール情報端末整備に係る公立学校情報機器整備費補助金の追加など。道補助金が畑作構造転換事業補助金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の内示による追加など。寄附金はまちづくり寄附金及び一般寄附金の追加。繰越金は財源調整による追加。諸収入は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源振替に伴う北海道市町村備荒資金組合超過納付金の減。町債は、加工野菜冷凍施設整備事業に係る過疎対策事業債の追加などでございます。

はじめに、議案条文を朗読し、その後、内容の説明をいたします。議案集の40頁をお開き願います。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明を申し上げます。はじめに、歳出からご説明いたします。議案集の46頁をお開き願います。

歳出、第1款議会費、第1項議会費、補正額76万8,000円の減額です。新型コロナウイルス感染症の拡大による町民生活への影響を鑑みた、町議会議員の6月分期末手当の減額分でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額53万円の減額です。新型コロナウイルス感染症拡大による町民生活の影響を鑑みた、町特別職の6月分期末手当の減額分になります。

第2目一般管理費、補正額974万円の追加です。新型コロナウイルス感染防止対策のため購入するアルコール消毒液など消耗品費の追加が100万円、まちづくり寄附件数の増による返礼品、広報等の発送費用の追加が874万円でございます。

第6目情報管理費、補正額44万円の追加です。マイナンバーネットワークシステムの更新に伴う、総合行政システムLGWANの追加設定委託料でございます。

第8目移住対策費、補正額429万1,000円の追加です。相談から移住定住に至るまでの一体的な推進のため、移住定住コーディネーターの配置に係る人件費の追加が220万9,000円、本町の地域環境を活かした移住定住人口の確保を目的としたテレワーク環境整備及び事業本格実施に向けた実証実験を行うテレワーク導入推進事業の追加が208万2,000円になります。

第13目諸費、補正額1,875万9,000円の追加です。まちづくり寄附金の件数の増加に伴う返礼品の追加でございます。

議案集48頁になります。第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額42万3,000円の追加です。説明欄(1)の児童手当支給事業は、マイナンバー制度における地域情報連携のためのシステム改修業務委託料で30万円、説明欄(2)の緊急対策・保育対策総合支援事業は保育施設での新型コロナウイルス感染症対策のための備品等の購入費用に係る補助金12万3,000円の追加でございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額9,234万9,000円の追加です。説明欄(1)の畑作構造転換事業は北海道の割当内示に伴う追加で4,331万2,000円の追加、説明欄(2)の加工野菜冷凍施設整備事業は、美瑛町農協が加工原料の鮮度保持、加工製品の長期保存のため整備する加工向け野菜の冷凍貯蔵施設整備に対する町補助金3,000万円の追加、説明欄(3)の強い農業担い手づくり総合支援事業は、北海道の割当内示に伴う追加で1,903万7,000円の追加でございます。

第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額13万5,000円の追加です。国営造成施設管理体制整備促進関係事業における計画変更に伴う事務費の追加になります。

続いて、第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額はなく、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当による北海道市町村備荒資金組合超過納付金

の減額の財源調整でございます。

第3目観光費、補正額4,280万円の追加です。新型コロナウイルス感染症の町独自の経済対策として実施する美瑛の観光応援事業に要する経費で美瑛町観光協会に対する補助金でございます。内訳は、飲食店等の感染予防対策支援として、事業者への消毒液の配布経費が646万8,000円、観光受入支援として実施する宿泊クーポン3,000円の1万枚の発行及びその印刷代で合わせて3,015万円、町内観光施設循環バス運行の定員減少運行に係る支援分が485万1,000円、運営事務経費が133万1,000円の合計で4,280万円の追加でございます。

第2項文化スポーツ振興費、第3目町民センター費、補正額3万8,000円の追加です。町民センターのAED搭載型自動販売機の撤去によるAED賃借料の追加になります。

続いて議案集50頁になります。第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、補正額59万円の追加です。住環境整備費助成金の申請件数増に伴う助成金の追加でございます。

第4項都市計画費、第2目公共下水道費、補正額1億9,452万7,000円の追加です。落雷による被害を受けた下水処理場の災害復旧工事に係る公共下水道事業特別会計への繰出金の追加でございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額1万8,000円の追加です。GIGAスクール情報端末整備に伴うドメイン管理手数料の追加でございます。

第3目学校給食費、補正額192万3,000円の追加です。熱中症対策として、明德小学校給食室のエアコン設置工事経費が189万円及び学校給食休止により影響を受けた納入業者に対する経費3万3,000円の追加でございます。

第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額1,481万3,000円の追加です。説明欄(1)各小学校施設改修事業は、明德小学校給水ポンプ更新工事及び明德小学校プレイルーム雨漏り修繕工事費で386万1,000円の追加。説明欄(2)小学校管理運営事業は、GIGAスクールに係る小学校指導者分104台の情報端末整備に係る経費などで1,095万2,000円の追加になります。

第2目教育振興費、補正額4,798万7,000円の追加です。説明欄(1)情報教育推進事業は、小学校5校への学習システムの導入経費で215万円の追加。説明欄(2)GIGAスクール情報端末整備事業は、GIGAスクールに係る小学校児童分445台の情報端末整備に係る経費が4,493万7,000円の追加。あと家庭学習のための貸出用の通信機器、モバイルWi-Fiルーターの整備として90万円の追加でございます。

議案集52頁になります。第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額565万6,000円の追加です。説明欄(1)各中学校施設改修事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、美瑛中学校三階教室への換気扇設置工事費で49万7,000円の追加。説明欄(2)中学校

管理運営事業はG I G Aスクールに係る中学校指導者分51台分の情報端末機器整備に係る経費などで515万9,000円の追加です。

第2目教育振興費、補正額2,187万8,000円の追加です。G I G Aスクールに係る中学校生徒分214台の情報端末整備に係る経費及びネットワーク回線使用料が2,157万8,000円の追加。家庭学習のための貸出用の通信機器モバイルW i - F i ルーター整備として30万円の追加です。

第4項社会教育費、第3目図書館費、補正額31万6,000円の追加です。図書館のトイレウォシュレットの修繕経費の追加でございます。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額2,001万5,000円の追加です。一般寄附金1件分150万円及びまちづくり寄附金の5月22日までの納付分1,041件、1,851万5,000円を丘のまちびえいまちづくり基金に積立てるものがございます。

次に、事項別明細書歳入についてご説明いたします。議案集の44頁にお戻り願います。

歳入、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額9,365万1,000円の追加です。マイナンバーネットワークシステム更新に伴う、総合行政ネットワークL G W A N回線の設定追加による社会保障・税番号制度システム整備費補助金が44万円の追加。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国の一次補正予算分の追加が9,321万1,000円でございます。

第2目民生費補助金、補正額32万3,000円の追加です。児童手当システム改修に係る子ども・子育て支援事業費補助金が20万円の追加。保育施設における新型コロナウイルス感染症対策のための備品等の購入に対する保育対策総合支援事業費補助金が12万3,000円の追加です。

第4目土木費補助金、補正額26万6,000円の追加です。住環境整備費助成事業の申請増に伴う住環境整備事業交付金の追加でございます。

第5目教育費補助金、補正額2,004万6,000円の追加です。G I G Aスクール情報端末整備等に係る公立学校情報機器整備費補助金が小学校分が1,293万7,000円、中学校分が708万5,000円の計2,002万2,000円の追加でございます。あと新型コロナウイルス感染症に伴う学校給食休止の影響を受けた納入業者への経費負担に対する学校臨時休業対策費補助金が2万4,000円の追加でございます。

第15款道支出金、第2項道補助金、第4目農林水産業費補助金、補正額6,245万1,000円の追加です。畑作構造転換事業補助金が北海道の割当内示により4,331万2,000円の追加。同じく、道の割当内示により強い農業・担い手づくり総合支援交付金が1,903万7,000円の追加。国営造成施設管理体制整備促進事業補助金美瑛地区が計画

変更による事務費の増で10万2,000円の追加です。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額2,001万5,000円の追加です。一般寄附金が1件で150万円の追加、まちづくり寄附金が1,041件で1,851万5,000円の追加でございます。

第18款繰入金、第1項繰入金、補正額2億5,652万7,000円の追加です。公共施設等整備基金繰入金が1億9,452万7,000円の追加で、充当先は公共下水道事業特別会計繰出金になっております。丘のまちびえいまちづくり基金繰入金が6,200万円の追加で、充当先がGIGAスクール情報端末整備事業等でございます。

第19款繰越金、第1項繰越金、補正額4,253万2,000円の追加です。財源補填によるものでございます。令和元年度の一般会計繰越金の決定額は2億2,946万1,000円で、今回の補正後で1億1,390万5,000円予算措置をしており、財源保留額は1億1,555万6,000円となっております。

第20諸収入、第5項雑入、補正額5,041万1,000円の減額です。国の地方創生臨時交付金の予算計上に伴う財源振替のため、北海道市町村備考資金組合超過納付金を減額するものでございます。今回の補正で、北海道市町村備荒資金組合の超過納付金の残額につきましては、7億6,021万6,000円となります。

第21款町債、第1項町債、第10目農林水産業債、補正額3,000万円の追加です。加工野菜冷凍施設整備事業に伴う過疎対策事業債の追加でございます。

次に、議案集43頁になります。第2表地方債補正でございます。変更前の地方債の総額5億7,650万円に3,000万円を追加し、変更後の地方債の総額を6億650万円とするものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略をさせていただきます。

第2表地方債補正(変更)、過疎対策事業、変更前限度額2億3,940万円、変更後限度額2億6,940万、合計、変更前限度額5億7,650万円、変更後限度額6億650万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

41頁、42頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第12号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今野保健福祉課長。

(保健福祉課長 今野 聖貴君 登壇)

○保健福祉課長(今野聖貴君) 議案第12号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案集は54頁から59頁になります。今回の補正予算につきましては、美瑛町老人保健施設

ほの香の指定管理に関し、指定管理者である社会福祉法人美瑛慈光会と美瑛町が締結している指定管理者基本協定書において、前年度決算に事業利益が発生した場合の町への納付規定に基づき、事業利益の一定額を町が収受することによる歳入の補正と、これを財源として基金への積立てを行う歳出の補正であります。それでは議案条文を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集の58頁、59頁をお開き願います。

歳出、第3款基金積立金、第1項基金積立金、第1目老人保健施設事業基金積立金、補正額23万5,000円の追加補正でございます。この積立金は老人保健施設ほの香の施設及び設備の大規模な改修などに備えるため、指定管理者からの利益納付金を財源として基金へ積立てるものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻りまして56頁、57頁をお開き願います。

歳入、第4款諸収入、第2項雑入、第1目雑入、補正額23万5,000円の追加補正でございます。内容は、施設運営事業利益納付金で指定管理者基本協定書において、美瑛町老人保健施設ほの香の決算における事業利益に対する割合を定め、町に納付する規定になっていることから、令和元年度の運営において約47万円の事業利益が生じたことにより、事業利益の50%の23万5,000円を利益納付金として指定管理者から収受するものであります。

なお、55頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第12号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第13号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

長野水道整備室長。

(水道整備室長 長野 克哉君 登壇)

○水道整備室長（長野克哉君） 議案第13号の提案理由について、ご説明を申し上げます。議案集の60頁から65頁になります。はじめに60頁をお開き願います。今回の補正は、5月13日の落雷により被災した下水処理場の電気設備等の本復旧工事に要する費用の追加をお願いするものでございます。はじめに議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。64頁をお開き願います。

歳出、第1款下水道事業費、補正額2億1,000万円の追加、終末処理場災害復旧事業に

おける整備・事業委託料の追加でございます。

次に、歳入の説明を行います。62頁をお開き願います。

歳入、第4款繰入金、第1項繰入金、補正額1億9,452万7,000円の追加。終末処理場災害復旧事業に伴う一般会計繰入金の追加でございます。

第5款繰越金、第1項繰越金、補正額656万2,000円の追加でございます。前年度繰越金の追加でございます。

第6款諸収入、第4項雑入、補正額891万1,000円の追加、消費税過年度還付金の受入れによる追加でございます。

61頁の第1表歳入歳出予算補正については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第13号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第14号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

長野水道整備室長。

○水道整備室長（長野克哉君） はい。それでは、議案第14号の提案理由について、ご説明を申し上げます。議案集につきましては66頁から67頁になります。はじめに66頁をお開き願います。今回の補正は、収益的支出において量水器交換に係る修繕費の追加、また、資本的支出において、5月13日の落雷により破損した流量計設備の復旧に要する工事費用等の追加をお願いするものでございます。はじめに議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に、収益的支出及び資本的支出についてご説明を申し上げます。67頁になります。

収益的支出、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2目配水及び給水費、補正額250万円の追加、量水器交換に係る修繕費の追加でございます。

資本的支出、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水及び給水設備工事費、補正額400万円の追加でございます。排水送水設備復旧工事並びに量水器取替工事の工事請負費用の追加でございます。第2目固定資産購入費、補正額35万円の追加、取替用量水器の購入費用でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,266万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,266万3,000円で補てんするものといたします。

以上で、議案第14号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第15号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

観音町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 観音 太郎君 登壇）

○町立病院事務局長（観音太郎君） 議案第15号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては68頁と69頁になります。今回の補正につきましては、町立病院におけるオンライン診療の一部実施のための備品購入費等の追加をお願いするものです。最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、収益的支出についてご説明をさせていただきます。議案集は69頁になります。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、第3目経費、補正額56万2,000円の追加。オンライン診療実施に係る院内配線の修繕及び回線通信料に係る費用です。

次に、資本的支出についてご説明させていただきます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目資産購入費、補正額78万9,000円の追加。オンライン診療実施に係るパソコンなどの購入に係る費用です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億962万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億962万1,000円で補填するものとする。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これで5案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに5案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで5案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、議案第11号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第11号について総括質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑を行います。議案集の46頁から49頁まで。はじめに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第1款議会費から第3款民生費までについて質疑を許します。

（「はい」の声）

10番野村議員。

○10番（野村祐司議員） 10番野村です。2款1項8目、説明欄（1）の移住対策費についてお伺いをさせていただきます。この移住対策費について3点ほどお伺いいたしますが、いわゆる移住コーディネーターという言葉を使って移住の促進をするという内容でございます。もし、お決まりであれば、このコーディネーターという方は対象者が決まっているのか、あるいは配置先はどこなのか、具体的にコーディネーターという方は非常に知見も必要だと思うんですが、その辺はどのようなことになってるのか、この3点についてお伺いをさせていただきます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島移住定住推進室長。

○移住定住推進室長(高島和浩君) はい、今質問いただきました移住定住コーディネーターについてでありますけれども、まず対象者につきましては昨日、町長からの答弁もありましたけれども、決まってるということではありません。7月1日の広報に募集を、補正が可決後、募集をかけまして、なるべく早い段階で配置したいということで7月10日頃までを募集期間として、7月20日頃から配置したいという風に考えています。

それから配置先につきましては、まちづくり推進課の移住定住推進室の方で配置したいという風に考えております。それから業務につきましては移住定住推進室で行っています移住相談業務でありますとか、ちょっと今年コロナの関係で開催できてませんが、北海道暮らしフェアとかですね、首都圏の方で行ってます相談業務、移住定住の相談業務とかそういったものにですね、我々と一緒に参加したりですね、あと移住定住の体験のプログラム等の企画とか、そういうことを考えておりますので、特に資格、こういう資格が必要だとかということではないんですけれども、一応そういうこれから移住される方ですね、感覚に近いとかそういう思いを分かっている方、できればそういう移住を経験されている方とか、今後移住、これから入ってくる方、それからもう既に移住されてる方々との交流の場っていうものも考えておりますので、そういう感覚に近い方を面接なりで採用したいという風に考えてます。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

1 番保田議員。

○1番(保田 仁議員) はい。それでは2款1項8目、移住対策費のですね、(2)テレワーク導入推進事業、実証実験をやるということですが、その実証実験の内容をちょっとお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(今瀧 毅君) ただいまご質問のテレワーク導入推進事業の実証実験の内容につきましては、今後テレワークが新しい日常の中で定着していこうという仮定の中です、美瑛町の課題解決として当然、人口減少対策だとか、関係人口の創出、そしてまた、セカンドホームという町の財産がありますので、そういった施設を活用した二地域居住の推進といったものを、地域課題解決のためにテレワーク事業を導入していきたいということで、その具体的内容といたしましては、町内にある幸町に定住促進住宅があります。そこをテレワークの在宅勤務といった形でのテレワークの会場として活用していきたいといった部分と、都市部の企業と地方と繋がるというような観点からですね、旭の研修センターについても、テレワ

ークになりますか、短期的なワーケーション的な形になるかもしれないんですけども、そういった会場も使ってテレワークの事業を推進していきたいといったことと、あと市街地においてはですね、ビ・エールの二階を活用してですね、これはレンタルオフィスといいますか、サテライトオフィスのような位置付けでビ・エールの二階を活用して、そこでテレワークを行ってもらう、もしくは地下のカフェを使っていただいて仕事をしてもらっても良いのかなという風に考えております。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) はい、大体内容、大まかに分かりましたけれども、この中でですね、12節の業務委託費の内容と備品購入費の内容について大まかにお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧課長。

○まちづくり推進課長(今瀧 毅君) 今後テレワークを推進していく上で、テレワーク導入企業さんにもちょっとお問い合わせをしたところですね、やはりテレワークの推進する環境としてですね、やはり通信ネットワーク環境、あとコワーキングスペースだとかミーティングスペースといったもの、あとストレスの感じない備品類の整備、デスクだとかチェアといったものが必要だというようなご意見をいただきましたので、そこでビ・エール、もしくはその幸町の住宅を活用してですね、テレワークを行うに当たってやはり通信ネットワークの環境が心細いといったところがありますので、その部分を強化したいといった部分と、あと備品類が整備されていないようなところがありますので、そういったところにモニターだとか、デスクチェアといったものの整備をしていきたいという風に考えております。以上でございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい。6番中村です。6款1項2目、農林水産について伺います。

○議長(佐藤晴観議員) 6款、次ですね。

○6番(中村俱和議員) 次ですか、失礼しました。

○議長(佐藤晴観議員) 他にありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の48頁から51頁まで。第6款農林水産業費から第8款土木費までについて質疑を許します。

(「はい」の声)

6 番中村議員。

○6 番（中村俱和議員） はい、6 番中村です。6 款 1 項 2 目、農業水産費の農業振興費ですね。4 9 頁の加工野菜冷凍施設整備事業について伺います。3, 0 0 0 万円が補助の対象であるということですが、これは端境期におけるですね、需要を満たすために計画されたということとは理解しました。そこでですね、冷凍使用に向けた販売計画、これは既にちゃんと出来上がってるんでしょうけども、計画高ということは計画金額ですね、この金額、これはどのぐらいの規模だとお聞きでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 吉川農林課長。

○農林課長（吉川智巳君） 今回 J A びえいさんから冷凍庫、加工用野菜の冷凍ということで申し込みがありました。既にここにつきましては、二つの冷蔵庫は既に存在しております。一つ目は 2 2 年に作っておりまして、これ 1, 6 0 0 トンの収納ができると、容量になってます。2 9 年度に作ったのが 1, 0 0 0 トンということになっておりまして、今後の加工野菜生産能力拡大に向けて、これにつきましては農協で計画しております、地域農業振興計画に基づいて、それぞれ加工野菜の作付に合わせまして、今回 5 0 0 トンというものが今後将来に向けて必要だということでお聞きして、そのための今回、補正予算をお願いしているものであります。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6 番中村議員。

○6 番（中村俱和議員） はい、伺いました。冷凍前の処理ですね、これはやっぱり加工処理が必要だと思うんですけども、今回 5 0 0 トンの施設に建設するに当たって、この加工処理は、既存の加工処理を使うのか、または新規に加工処理の設備も含むのか伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 吉川課長。

○農林課長（吉川智巳君） 今回、加工処理等は含みません。単純に冷凍する施設であります。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

9 番高田議員。

○9 番（高田紀子議員） 9 番高田です。7 款 1 項 3 目、観光費で負担金補助及び交付金の 4, 2 8 0 万円のびえいの観光応援事業ということで、その中に観光誘客支援事業ということでクーポン券の発行という形で予算が付いているんですけども、この事業について内容を、高齢者の方の利用が少ないことを想定してということでのクーポンの発行なので、高齢者を主体としての考え方だと思いますので、このクーポンの発行の仕方についてどのようなことを考えていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 観光誘客支援事業の宿泊クーポン事業の実施でございますけれども、3,000円の宿泊券を1万枚、町内の宿泊される方に補助するという内容でございます。これは今後予定されてます北海道のどうみん割、また国の方で予定されますG o T oキャンペーンもこれから始まりますけれども、これらのキャンペーンにつきましてはOTA、いわゆるその、じゃらん、ネットから予約するものでございます。そうした中、当然、手数料とか色々ある訳ですけれども、そういう大手の宿泊施設については対応できる所もありますけれども、小さい宿泊施設、ペンション、民宿等につきましては、数年前のブラックアウトの時も同じく観光クーポンの方、提案させていただいておりますけれども、なかなか利用しにくい、そのどうみん割、G o T oキャンペーンの部分を使いにくいという声がありました。今回の国の制度、また、道の制度につきましても同様な、詳細はこれからなんですけれども、そういう形で情報が入ってきております。そうした中、ネット環境からでの予約でなく、高齢者とは書いてございますけれども、高齢者のみならず、そのネット環境の予約でなく、直接予約できる、また小さい宿泊施設でもG o T oキャンペーン、どうみん割に入れたい、登録できないところにつきましては、その部分を少し支援しよう、漏れた部分を支援していくということでございます。一応クーポンの発行方法につきましては、前回の反省も踏まえまして、事前に宿泊施設を予約し、そしてその予約した所から観光協会の方に申し出ることによって、観光協会からクーポン券を発行するという流れでございます。そのため利用につきましては、やはり土曜日の利用が多かったということで、夕方になると観光客が、宿泊する観光客が観光協会の方に押し寄せたということもあります。今回はなるべくそういう接触を防ぐということを考え、インターネットによる予約、そしてその予約番号、またそういう部分をF A Xなりメールで送り返す、その予約番号をお持ちしていただいた中で、その宿泊施設で割引を受けれるということでございます。当然、窓口でも対応する形になりますけれども、なるべくそういう形で幅広く使えるような体制を取りたいという考えでおります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) 9番高田です。中々クーポンを頂くまでとか経過が難しかったりすることがあって、前回のクーポン券もそうですけれども、高齢者の方が使いたくても中々前回は地元の高齢者の方が宿泊施設がどこにあるのかとか、ペンションとかがどこにあるかも分からないとかってということもありましたので、これを使う高齢者の方もいらっしゃいますので、なるべく使い方が使いやすいように分かりやすいような方法でやっていただきたいと思います。今の話だと、ちょっとまだ面倒さが出てくるのかなってところがあるんですけど

れども、どのように考えますでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 実は前回の時はこの宿泊クーポンにつきましては、実はこれ町民使えなかったんです。今回は、町民も含めて宿泊クーポンが使えるという内容になってございます。また、その使いやすさといいますか、当然宿泊の予約につきましては、泊まれる方が予約をしてもらわなきゃいけないんですけども、予約した所、その町内の宿泊施設につきましては、4月にご案内しました宿泊応援クーポンですか、飲食と宿泊施設使えるクーポンもありますけども、その施設と同様な施設が使えるようになってございます。したがって、宿泊施設につきましては町内の宿泊施設はほぼ使えるような形になっておりますけども、泊まれる方は、どこに泊まろうかなということもあるんでしょうけども、大体泊まれる方大体ある程度泊まりたい場所を選定していただいて、そこを予約していただく、そしてそのクーポンの発行につきましては、観光協会に一声かけていただければ、観光協会とまた宿泊施設と連携とってですね、そのクーポンが発行されるような内容になってございます。また、付け加えて申し上げますと、今回、町民の方も使えるということでありまして。4月の末に発行しました。町民の皆さまに配布しました応援クーポン、その中には宿泊施設の利用クーポンがございまして。その3,000円と、今回の3,000円を使えば、6,000円の助成が受けられるという内容になってございます。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) 他に質疑はありますか。

(「はい」の声)

1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) 1番保田です。7款1項3目、観光費のですね、びえいの観光応援事業ということで、同じくクーポン券の発行についてお伺いをいたします。観光協会がメインになってですね、事業を推進するんだと思いますけれども、コロナウイルス対策を万全にしてですね、宿泊施設もですね、そういった対応をしながら集客を狙うというところだとは思いますが、国のG o T oキャンペーンですとか、どうみん割なんかも並行して販売されていると思いますので、中で差別化っていうんでしょうかね、多分ライバル関係になる、併用ができないということですので、だと思っておりますので、ライバル関係になるのかなという風に思っております。それでですね、何ていうんでしょう、どうみん割とかG o T oキャンペーンとですね、どこがどういう町のクーポン券にどういうメリットがあってどういう利点があって、対抗できるっていうんでしょうかね、より多く利用してもらえそうな事業なのかっていうところをですね、具体的にちょっと教えていただきたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 栗原商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（栗原行可君） これから道の方また国の方で予定されてます、どうみん割、G o T oキャンペーンにつきましては、今議員言われるとおり、G o T oキャンペーンは詳細これからなんですけれども、どうみん割につきましては、市町村で発行している宿泊クーポンの併用はできないと、ですから、どうみん割で予約して宿泊した場合、市町村で発行する宿泊クーポンは利用できないということで通知が来てございます。そうした中で、美瑛のこれから発行する予定の宿泊クーポンをどのように活用して、また、独自性を出して利用していただくかということになるかと思うんですけれども、先ほど申し上げましたけど町民につきましては、4月に発行した3,000円にプラスになれば6,000円ということでございます。また、当然プレミアム商品券も当然その部分も併用できると。また、町外者の利用者につきましては、その3,000円の他に、7月1日に発行される町外者用、観光客用の商品券がございまして、その併用もできるということでございます。道の方からもプレミアム商品券の併用もできないと言われておりますので、いわゆるその交付金が二重に入るというクーポンについては、どうみん割の併用はできないということです、その部分はその部分といたしまして、美瑛町で独自にやる部分につきましては、このクーポンの他に商品券の併用、また、4月に発行した町民につきましては、宿泊施設のクーポン券の利用もできるということでございます。また、道の方、国もそうでしょうけれども、宿泊金額によってクーポンの利用が異なるということです。北海道におきましては6,000円以上から1万円までは3,000円と、1万円から1万5,000円までは5,000円で段々金額が上がって最大が1万円ということでございますので、当然宿泊施設の金額高い設定のところにおいては、当然利用者にとって1万円の宿泊助成があるということになれば選択肢としては当然そちらを選ばれる方もいるかもしれませんが、美瑛町の今後予定される宿泊クーポン3,000円につきましては、金額関わらず3,000円ということでございます。また宿泊施設につきましても、美瑛町が観光協会が発行する宿泊クーポン、ただ使って割引になるというだけでなくで、このクーポンを利用した方につきましては、それぞれ宿泊施設において、優待といいますか、サービスを検討してもらってます。例えば、飲み物一杯サービスとか、食べ物については一品サービスとか、ちょっと色々どういうサービスが各施設で考えられているか分かりませんが、クーポン利用によるサービス優待も含めて、今観光協会の方で計画をしているということであります。以上です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 1番保田議員。

○1番（保田 仁議員） 利点っていうかメリットは分かりました。それでG o T oキャンペーンですとか、どうみん割では対象にならないような小さな小規模のペンションさんですとか、

そういったところにもですね、集客があるようにですね、あるっていうか見込めるようなですね、そういったことになるのかなと思うんですけども、そこら辺はメリットとして、そういったことも考えられるということによろしいですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原課長、簡潔に願います。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 当然高いところといっても金額的に安く設定される宿泊施設もございますので、そういう部分は当然、国の制度を受けられないと思います。いずれにしても利用者が選んでいただけるような、サービスが受けれるような、安心して使えるような施設ということでPRを推進していきたいと思っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) はい、ちょっと質問がちょっと前後しちゃうんですけど、そのクーポン券のですね販売の開始時期と、それから有効期間とかですね、宿泊に限定されるのか、それとも食事とかそういうのもオッケーなのかっていうところはどういう風に決定されているかというのをちょっとお聞きしたいです。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 販売につきましては7月18日、この期日はノロッコ号の運行と合わせて、美遊バスも運行します、それに合わせて利用ができる、利用期間につきましては来年の2月末までということでございますが、1万枚でございますので、無くなり次第終了という内容になるかと思っております。また、クーポンにつきましては、4月の発行した宿泊施設利用クーポンにつきましては飲食とか日帰りも使えますけども、今回の宿泊クーポンにつきましては、宿泊していただくということが条件であります。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の50頁から53頁まで。第10款教育費及び第12款諸支出金について質疑を許します。

(「はい」の声)

10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 10番野村です。よろしく申し上げます。10款2項2目、教育振興費の説明欄(2)GIGAスクールについてお伺いいたします。このことについては、事前に説明を受けておりますので、整備台数が814台で各学校にそれぞれ配置をするという内容

でございます。この発注方法が委託事業ということで、ここにも業務委託になっておりますが、ソフトウェア搬入設定費という風に限定されておりますが、それではハード部分っていうのは、これはどのようなことになっているのか、お伺いをさせていただきます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 梶原管理課長。

○教育委員会管理課長(梶原祐治君) ただいまGIGAスクール情報端末整備事業の質問を受けました。それで端末なんですけども、国の方ではですね、Windows、そしてGoogle Chrome、あとiPadというパソコンがあるんですけども、その3種を想定しております、学校の方と、学校の先生とかですね話し合いをしまして、使い勝手とか等々ですね決めまして、美瑛町としてはGoogle Chromeというものを選定してございます。

○議長(佐藤晴観議員) 休憩します。

休憩宣告(午前11時46分)

再開宣告(午前11時46分)

○議長(佐藤晴観議員) 再開します。

(「はい」の声)

梶原管理課長。

○教育委員会管理課長(梶原祐治君) この度です、委託料の関係ですけれども、パソコンのみでなくてですね、パソコンも本体も含めた中でですね、パソコンの本体にそういったソフトとか、今後のですね、サポート費用も含めた形での発注ということで委託料で組ませてもらってます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 僕らのイメージとしてはね、いわゆるそのハード部分だから業務委託という部分が非常にその中にハード部分が包含されてるのがちょっと馴染まないんですけど、これは国の事業だから業務委託という名称でこの中にみんな入れちゃいなさいという、そのようなイメージでよろしいかどうか、確認をさせていただきます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 梶原課長。

○教育委員会管理課長(梶原祐治君) 本来、パソコンのみで発注すれば備品という形でなろうかと思っておりますけども、ただ単に箱だけ置けばですね、使えるっていうものでございませぬ。それで先ほど言いましたように、パソコンの設定ですとか接続の確認、そして導入後のですね、故障した時とかのサポート費用も含めた形ということで、委託料で発注をしていこうかなとい

う風に考えている次第でございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑。

（「はい」の声）

1 番保田議員。

○1 番（保田 仁議員） 同じく10款1項2目、教育振興費のG I G Aスクール情報端末整備事業なんですけれども、委託費で発注するというので、多分これハード部分よりもメンテナンスだとか、そういったソフト部分に係る部分の金額の方が大きいという意味合いで委託料なのかなとは思いますが、例えば、そんな中で委託業務G o o g l eということでちょっと先ほど仰られてたんですけれども、機器のメーカー、多分機器はそれによってパソコン自体は変わってくるんですよね。例えば色んなメーカーがあると思いますけれども、それが例えば同じ学校の同じ生徒がですね、何か違うメーカーのものを持つってというようなことも発生するのかなと思うんですけれども、そこら辺はどうなんでしょう。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 梶原課長。

○教育委員会管理課長（梶原祐治君） はい、今回の発注するのは800台超える台数ということで発注なりますけれども、全国整備していくということで、そういう端末もちょっと不足してるっていう話も聞きますけれども、基本的には一応仕様を決めてですね発注をしまして、それで仕様に見合っていれば良いのかなと思ってございますけれども、それで全台数ですか、それがね揃えば良いんでしょうけれども、違ったメーカーにもしなろうとしてもですね、学校単位ですとか、そういった形で要は隣の児童生徒と変わることはないような形で導入していきたいという風に考えております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 1 番保田議員。

○1 番（保田 仁議員） はい、そうですねメーカーがちょっと変わって隣の子と違うだとか、隣のクラスと違うとかっていうことになると普通そんなに支障ないのかもしれないですけども、それでハード面のメンテナンスだとかそういう対応が変わってくると混乱もあると思いますので、そこら辺はないように気を付けていただきたいのと、あとですねそれからですね、いつから使い始める予定なのかってところが一つあると思うんですよね。全員揃うには結構時間がかかると思いますし、先生方がその使い方だとか運用を先生方がですね、担っていくとか、子ども達に指導していくってことになると思いますけれども、やっぱり先生方も今、コロナも含めてですね、かなりハードワークになっていると思います。昨日、桑谷議員もおっしゃられてましたけれども、ハードワークになっている中でですね、この業務が加わるということは結構負担も大きいと思いますので、そこら辺事前にですね、教職員の方々と打ち合わせ

をしているのかということと、それから時期がある程度、開始時期がある程度特定っていうか、決定されているのかだけ、お伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 梶原課長。

○教育委員会管理課長(梶原祐治君) 納入時期なんですけども、今回ですね、7月上旬に一応入札の方を考えてございます。できるだけ早期の導入に向けてですね取り組んでまいりたいと思いますけども、ちょっと品薄状態という形でちょっと分かりませんが、導入するに当たってはですね、当然学校の方とも校長会の方でも先日の校長会でchrome bookの方入れるよっていう話をさせていただいております。ですので事前準備できる部分、活用方法ですとか、そういった部分につきましては、お知らせをしているところです。またですね、国の方でもオンラインを、オンライン教育を含めてですね、ICT活用した効果的な指導ができるようですね、国の方でも研修会等を行うよという風になってますので、一つそういった研修もですね先生方には受けてもらおうかなという風に考えてございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。同じく10款2項2目、GIGAスクール情報端末整備事業ですね、その中のですね、2番目としてモバイルルーター、これについてお聞きします。これは生徒さんのご自宅に通信環境がない場合に学校で貸すと、貸し出すということをお聞きしました。そこでモバイルルーターのですね、数量、これをまずお聞きします。どのぐらいの数量を予定しているのかお聞きします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 梶原管理課長。

○教育委員会管理課長(梶原祐治君) 台数ですけども、小中学校合わせて、40台ですね、小学校30台、中学校10台の40台購入する予定になってございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、伺いました、40台ですね。モバイルルーターっていうのはですね、これ通信会社と、買ってきてもですねそのままでは使えない訳ですね。通信会社と契約して、データをこれだけ使いますという契約して何らかの契約をして初めて用が足す訳ですけども、これですね、その通信契約料、これは年間考えれば相当な金額になると思うんですけども、これは計上されてるんでしょうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 梶原管理課長。

○教育委員会管理課長（梶原祐治君） 通信料につきましては、この学校を通じてですね、インターネット等のインターネット環境整備の状況を確認してございます。その結果によりますと、約96%のご家庭でWi-Fi環境が整っている状況でございます。ですので、町としましては、いわゆるその家庭での通信料につきましては家庭のご負担という形で考えてございます。なお、それに係るですね費用、いわゆる要保護・準要保護世帯につきましては援助費等ですね、そちらの方は助成していきたいという風に考えているところです。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。このモバイルルーターの購入の目的はですね、ご家庭にそういう環境がない場合の対策なんですね。そうするとですね、いや、うちの家庭は要らないよという家庭が出てくるかもしれない。そして、その場合にですね不公平感が出てくるのではないかなと思うんですね。その辺はやはり考慮をしなければならないのではないかなと思うんですけれども、お考えを伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 梶原課長。

○教育委員会管理課長（梶原祐治君） そういったご家庭、絶対ないとは言えませんが、もしWi-Fiがないご家庭につきましては、学校のパソコンをお貸ししてですね、Wi-Fi環境のある学校に来ていただいて、例えばコロナウイルスの関係とかで、休業中の話でございますけれども、そういった場合については学校のパソコンを貸してですね、Wi-Fi環境のある例えば学校ですとか、あと公共施設の例えば町民センターなどのですね、Wi-Fiの環境あるところに来ていただいて、通信をするというようなことも考えてございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の44頁及び45頁。歳入全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の40頁から43頁まで。令和2年度美瑛町一般会計補正予算（第4号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び第2表地方債補正について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第11号についての質疑を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩宣告（午前 11 時 56 分）

再開宣告（午後 1 時 00 分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第 12 号について質疑を行います。議案集の 54 頁から 59 頁まで。令和 2 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）の条文並びに第 1 表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「はい」の声）

11 番青田議員。

○11 番（青田知史議員） はい、11 番青田でございます。先ほど担当課の方の説明の中で、まず 58 頁の歳出の部分で、老人保健施設事業基金積立金についての説明をいただいております。こちらの方、今年度につきましては、利益のおよそ半分ということで 23 万 5,000 円積立っていて、その積立た基金については、説明の中で施設設備の大規模修繕等のために充当すると、そのようなことで説明いただいております。理解しておりますが、老人保健施設ほの香、平成 11 年 4 月に開設になりまして 18 年に指定管理者の制度を導入して、法人の方、社会福祉法人の方で運営していると、そして 23 年でしたか、利益、売り上げをそのまま法人の方に入れるような格好で、それで現在に至ってるんですけども、平成 11 年から現在に至るまで約 20 年経ちまして、ほの香で使ってる車なんですけれども、町の公用車というか、そういうものはあるのか、まず伺いたいんですが。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 今野保健福祉課長。

○保健福祉課長（今野聖貴君） 町長の公用車について、貸出ししてる公用車はございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 11 番青田議員。

○11 番（青田知史議員） その公用車はなんですけども、バスと、私の記憶ではホームーっていう白いリフト付きの車両がございます。それとあとライトバン 3 台かと思うんですけども、それで通所リハビリステーション、デイサービス、デイケアですね、通所リハの利用の方、お客様の方を乗せて、それで活動といいますか運営していると、そのようなことなんですけれども、平成 11 年から 20 年経ってます車。それで通所リハビリの職員、また、ほの香の職員、私もよく知ってるんですけども、一生懸命そのメンテナンスしてですね、車をきちんと活用しているという風に伺ってますし、私がいた時もそんな風にやっておりました。それで、これが可能かどうかなんですけれどもね、大規模修繕という風になってますけれども、これまでも例えば、電源盤の修繕等ありましたら町の方で予算立てて、また今年度については緊急避難所というようなこともあって、それでエアコンが付くとそんなこともありますので、できれば私そ

の町の公用車をですね、更新できないのかなという風に考えてるんですよね。というのは、やはりリフト付きの車なんですけども、20年経つとやっぱり段々と傷みも出てきてますし、職員は我慢できるんですけど、そこに乗る利用者さんのことを考えていただきたいんですね。やっぱりそのご高齢の方、骨粗鬆症の方が車椅子で例えば乗ったとします。そしてそれで運転して、私の時も細心の注意でやってたんですけども、やはりそういう車、より快適で安全なものに変えることができないのか、その辺ちょっと町の公用車ということで入替えについてどこが担当するのかちょっと存じませんが、その辺お考えを伺いたいです。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 議員のお気持ち、ご指摘はよく分かるところでございます。細かく協定を見てみないと分かりませんが、その中ではこの基金積立金は施設そのものの関係について使われるということ想定していると思われまます。ですので直接、今議員ご提案のような形の使用の仕方は無理かもしれません。ただ、それとは別に車、業務で使う車でございますのでそれが古くなっている、使い勝手に問題がある、利用者さんに問題があるということございましたら、また基金とは別のところの考え方の中で対処していきたいなという風に考えてございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第12号について質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑を行います。議案集の60頁から65頁まで。令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。今回歳出のですね、歳出の1款1項2目の2億1,000万円、下水道処理の復旧事業ですね、について伺います。今回、こういう災害の復旧工事というのは大変難しいという認識は持っております。今回先ほどもお答えになりましたけども日本下水道事業団ですね、による調査を行っている。でも大体の概要は分かったけどもまだ調査中であるというお答えでした。したがって、この2億1,000万円、この大きな予算ですけども、これは概算金額という風に理解してよろしいですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 長野水道整備室長。

○水道整備室長(長野克哉君) はい、概算の金額でございまして、この2億1,000万円に

つきましては、当初、下水道事業団の方に支援を要請、仮復旧の段階で支援を要請しまして、その段階で膨大な金額になるので、国の災害復旧事業の方に申請をするということで一応方針を立てておりまして、現在その準備をしているところなんです、そちらの方に速報という形で概算の被害額を報告しなければいけないということになっております。被災後の早い段階でその事業団の方の概算の調査で最大限の見積もりで、後で増やすことができないものですから、第一報については最大限の概算額で報告するというということになっておりまして、その時に事業団の協力をいただきまして、概算の見積もりを出したものがこの2億1,000万円ということでございます。あと、そのあと引き続き調査を続けて、あと実際の復旧費用ですね、こちらの方も今調査と積算をしているところであるということでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。今回ですね、この落雷による下水道被害の状況はA4の1枚で説明されましたけども、ここの中でですね、受変電設備と負荷設備、監視制御設備、計測設備、この4つ、これが被害を受けたと。しかし、どの程度の被害であるかということがこれは説明されていないんですね。今調査中だということも含みを持ってですね、大体の被害程度はやはり説明すべきだと思うんですね。これは一般論としてですね、火災による被災の場合に、4段階に分けるんですね、被災の程度。全焼であるか半焼であるか、部分焼であるのか、または、ぼやか、この4段階。今回のこういう落雷による被害はですね、火災と同じような分類かどうか私は分かりません。妥当な別な考え方、分け方があればご指摘ください。そういう前提でお聞きします。この4つの設備がありますけども、今回の被害の程度は各々の程度であったのか。受変電設備から計測設備ですね。丁寧に説明願いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 長野水道整備室長。

○水道整備室長(長野克哉君) はい、現状でまだ調査中ということなので、被害の程度については、ある程度調査は済んでいるんですが、この2億1,000万円の概算額を出した段階では、各設備に被害を受けた、落雷の電気がこう流れてしまって機器が壊れたもの、その壊れた機器について全損という前提で、全取替えをしなければいけないという前提で、見積額を出しております。その額が2億1,000万円ということでありまして。その後、部品の交換で済む物があるのかどうかとか、その辺の詳細な調査をこの後引き続き進めて、今それの中身を整理を進めているという状況でございます。ですので現時点で申し訳ないんですが、その部分が修繕で終わるのか、全部その機器を取替えなきゃいけないのかというところまでについてはちょっと今申し上げることが出来ないんですけれども、一応その部分を調査をしているということでありまして。額の状況については、全損という状況で見積もりを出した概算の額を出したとい

う状況でございます。まだ最終的なものが出てないんですが、実際その中で、もちろん最大幅で見てましたので修繕、部品の交換とか、それで済む物も当然ありますので、額についてはこの後、絞って行って、被害額も、今回まず予算を確保させていただくんですけども、その後で減ってくるところは当然あるものと一応想定はしているところでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。ここにはその被災箇所の4つの設備の中にですね、ケーブルのことは書いてありませんけれども、ケーブルの延長線上は恐らく何キロになるでしょう。やっぱりそのケーブルについては損傷はなかった訳ですか、お聞きします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 長野水道整備室長。

○水道整備室長(長野克哉君) ケーブル、外部電源、電柱から引き込みして受電盤までというところのケーブルについてはもう全壊といいますか、それが全部焼き切れているという状況なので、今回は逆流雷っていう現象らしくて、専門の方で調査をしたところ、雷が落ちてそれが地面を伝って機器のアースの方から逆流して外部のケーブルのところまで全部電気がいってしまったというような状況でございます。ですので関係のケーブル、細かいところまではちょっと私も今把握はしてませんが、主のケーブルについては全部やられてしまったというような状況です。あと、それ以外の電気系統の部分が基本的に全部中にアースから電気機器が焼き切れたりとか、ということで損傷していると。その被害の程度によって、全取替えなのか、部品の交換で済むのかという風な形になってくると思われまして。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第13号について質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑を行います。議案集の66頁及び67頁。令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算(第2号)の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第14号についての質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑を行います。議案集の68頁及び69頁。令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第1号)の条文及び補正予算説明全般についての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第15号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第 1 1 号についての討論を終わります。

次に、議案第 1 2 号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第 1 2 号についての討論を終わります。

次に、議案第 1 3 号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第 1 3 号についての討論を終わります。

次に、議案第 1 4 号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第 1 4 号についての討論を終わります。

次に、議案第 1 5 号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第 1 5 号についての討論を終わります。

これから日程第 1 2、議案第 1 1 号の件を採決します。議案第 1 1 号、令和 2 年度美瑛町一般会計補正予算（第 4 号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第 1 1 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 3、議案第 1 2 号の件を採決します。議案第 1 2 号、令和 2 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第 1 2 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 4、議案第 1 3 号の件を採決します。議案第 1 3 号、令和 2 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第 1 3 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 5、議案第 1 4 号の件を採決します。議案第 1 4 号、令和 2 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 2 号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第 1 4 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第15号の件を採決します。議案第15号、令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第1号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第15号の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第18 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第17、議案第31号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての件及び日程第18、議案第32号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第31号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉総務課長。

（総務課長 小杉 昌敏君 登壇）

○総務課長（小杉昌敏君） 議案第31号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては72頁から76頁になります。平成29年11月の第7回臨時会において承認をいただきました美沢・白金辺地に係る公共的施設の総合整備計画のうち、道路の部分に十勝岳火山噴火に伴う避難路及び地域の生活路線である美沢18線道路整備事業を追加し、災害時の迅速な避難誘導等を図るものでございます。辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、北海道との協議が整いましたので、議会の議決をお願いするものでございます。最初に議案を朗読し、その後、計画書の変更内容を説明いたします。議案集72頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、議案集75頁の新旧対照表でご説明をいたします。75頁をお開き願います。

3. 公共的施設の整備計画内訳になります。施設名の道路の区分に美沢18線道路整備事業を加えるものです。追加する事業費は1億7,000万円、財源内訳で特定財源が1億846万円、一般財源が6,154万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が5,840万円です。また、美沢18線道路整備事業の追加に伴い道路の小計欄及び合計欄の事業費、財源内訳を変更するものでございます。

以上で議案第31号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第32号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

○総務課長(小杉昌敏君) 続きまして、議案第32号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は77頁から80頁になります。平成30年12月の第8回定例会におきまして承認をいただきました新星辺地に係る公共的施設の総合整備計画のうち、道路の区分に降雨時や融雪期において悪路となる新星第1線道路整備事業を追加し、周辺住民や観光客等の安全・安心な交通の確保と農業者の作業効率の向上を図るものでございます。辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について北海道との協議が整いましたので、議会の議決をお願いするものです。最初に議案を朗読し、その後、計画書の変更内容を説明いたします。議案集77頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、80頁の新旧対照表でご説明をいたします。80頁をお開き願います。

3. 公共的施設の整備計画内訳になります。施設名の区分の道路に新星第1線道路整備事業を加えるものです。追加する事業費は8,088万6,000円、財源内訳で特定財源が0円、一般財源が8,088万6,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が7,600万円です。また、新星第1線道路整備事業の追加に伴い道路の小計欄及び合計欄の事業費、財源内訳を変更するものでございます。

以上で議案第32号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これで2案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、2案件に関連する事項について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで2案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、議案第31号について質疑を行います。議案集の72頁から76頁まで。議案第31号本文及び総合整備計画について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第31号についての質疑を終わります。

次に、議案第32号について質疑を行います。議案集の77頁から80頁まで。議案第32号本文及び総合整備計画について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第32号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第31号について討論はありますか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第31号についての討論を終わります。

次に、議案第32号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第32号についての討論を終わります。

これから日程第17、議案第31号の件を採決します。議案第31号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第31号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第32号の件を採決します。議案第32号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第32号の件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第33号 請負契約の締結について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第19、議案第33号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

山下建設水道課長。

(建設水道課 山下 浩史君 登壇)

○建設水道課長(山下浩史君) 議案第33号、請負契約の締結についての提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては81頁になります。美園村山線道路改良舗装事業につきましては、昨年度一号橋の橋脚1基が完成しております。今回は橋台2基の工事を行いたく、美園村山線一号橋架換工事(下部工)として6月9日に入札を執行し仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第33号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第33号の件を採決します。議案第33号、請負契約の締結についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第33号の件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第16号 農業委員会委員の任命について
議案第17号 農業委員会委員の任命について
議案第18号 農業委員会委員の任命について
議案第19号 農業委員会委員の任命について
議案第20号 農業委員会委員の任命について
議案第21号 農業委員会委員の任命について
議案第22号 農業委員会委員の任命について
議案第23号 農業委員会委員の任命について
議案第24号 農業委員会委員の任命について
議案第25号 農業委員会委員の任命について
議案第26号 農業委員会委員の任命について
議案第27号 農業委員会委員の任命について
議案第28号 農業委員会委員の任命について
議案第29号 農業委員会委員の任命について
議案第30号 農業委員会委員の任命について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第20、議案第16号から議案第30号まで、農業委員会委員の任命についての件を一括議題とします。これから各議案の提出者の説明を一括して求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) それでは、農業委員会委員の任命につきまして、15件の議案の提案とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。農業委員会委員の任命につきましては、議員の皆さまご存知のとおり、平成27年に農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が改正になり、全ての農業委員について市町村長が議会の同意を得て任命する制度となりました。

た。委員の任命に当たりまして、あらかじめ農業者、農業者が組織する団体、その他の関係者に対して候補者の推薦を求めるとともに委員になろうとする者の募集を行わなければなりません。さらに、推薦応募があった農業委員候補者については、農業委員候補者評価委員会に候補者の評価に関する意見を求めることとなっております。今回ご提案をさせていただきます15名の方につきましては、美瑛町農業委員会候補者評価委員会における評価の結果、農業委員として適格である旨報告があった方々でございます。新農業委員の任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日までとなります。

それでは、提案理由の説明を朗読をもって行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第16号、農業委員会委員の任命について。下記の者を美瑛町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。令和2年6月18日提出。住所、美瑛町字赤羽、氏名、上村正規氏、生年月日、昭和43年2月16日生まれ。明治・下宇莫別・赤羽・中宇莫別・上宇莫別地区からの推薦となっております。誠実で人間味あふれる人柄と、これまでの農業委員としての経験、実績を今後の農業委員会に反映してほしいということの推薦であったということでございます。

続きまして、議案第17号、農業委員会委員の任命について。美瑛町字藤野協成、打田佳史氏、昭和38年2月10日生まれ。藤野・原野地区からの推薦であります。地域において信頼が厚く、消防団の副団長を務め、種子馬鈴薯生産組合長や農民連盟の執行委員を歴任されるなど、経験も申し分ない方であるということでございます。

続きまして、議案第18号、同じく農業委員会委員の任命について。美瑛町字福富瑛進、有富友昭氏、昭和50年2月11日生まれ。水沢・福富・三愛地区からの推薦でございます。若い頃から大雪農匠会での活動に参加し、那智美瑛火祭の実行委員長や土地改良区の総代を歴任するなど、幅広い分野で活躍され信頼も厚く、委員に適任であるということでございます。

続きまして、議案第19号、同じく農業委員会委員の任命について。美瑛町字新星第4、大場男氏、昭和36年2月5日生まれ。美馬牛・美馬牛市街・新星地区からの推薦でございます。農業経験が豊富で、地域の改善組合等での役職を歴任するなど、地域での信頼も厚く、リーダー的な存在であるとのこと。

続きまして、議案第20号、同じく農業委員会委員の任命について。美瑛町字美沢早崎、平間初美氏、昭和34年1月27日生まれ。美沢地区からの推薦です。地域のまとめ役として高く評価されている人物であり、コンバイン利用組合長や地域の改善組合等での役職を歴任するなど、リーダー経験が豊富な人物があるということでございます。

続きまして、議案第21号、同じく農業委員会委員の任命について。美瑛町字北瑛第3、只野透氏、昭和37年12月16日生まれ。北瑛・大村地区からの推薦でございます。法人化や

機械化の推進等で地域の模範となる農業者であり、地域農業の発展のために積極的に活動をされていらっしゃる、地域から厚い信頼を得ている上に、現在、農業委員会会長代理に就任されており、適格であるとのことをごさいます。

続きまして、議案第22号、同じく農業委員会委員の任命について。美瑛町字瑠辺薬第3、成田敦志氏、昭和43年7月28日生まれでございます。瑠辺薬・二股地区からの推薦です。美馬牛中学校のPTA会長や地域の少年団活動に熱心に参加し、地域教育に情熱を注ぐ傍ら、農業経験を存分に発揮され、農業後継者の育成にも尽力されていることから、適任であるとのことです。

議案第23号、同じく農業委員会委員の任命について。美瑛町字新区画向上、森平敏文氏、昭和35年6月29日生まれ。新区画・置杵牛地区からの推薦です。行政区長を歴任するなど、地域のリーダーとして長年貢献しており、豊富な経験、人脈、知識により適正な判断ができる人物であるとのことです。

続きまして、議案第24号、同じく農業委員会委員の任命について。美瑛町字旭第3、荒川博彦氏、昭和42年2月12日生まれ。旭地区からの推薦です。農業に関して幅広い知識を持ち、地域の改善組合の役職を歴任するなど、地域の農業を守るために日々努力をされており、適任であるということをごさいます。

続きまして、議案第25号、同じく農業委員会委員の任命について。美瑛町字朗根内、谷本憲一氏、昭和38年2月2日生まれ。横牛・朗根内・俵真布地区からの推薦です。現在も農業委員としての経験を踏まえ、日々学習を怠らず、地域の様々な事案に対し適切なアドバイスを行うなど、実績を着実に積んでおり、地域の農業者から信頼され、活躍される人物であるとのことです。

続きまして、議案第26号、同じく農業委員会委員の任命について。美瑛町字五稜第3、長谷川宏氏、昭和37年4月28日生まれ。五稜・美田地区からの推薦であります。まちづくり委員会の会長を務め、農業者としても幅広い知識と、堅実な農業経営で地域のリーダー的な存在であることから、適任であるとのことをごさいます。

続きまして、議案第27号、同じく農業委員会委員の任命について。美瑛町字置杵牛上精美福家敏春氏、昭和29年3月24日生まれ。美瑛土地改良区からの推薦でございます。土地改良区の役員として長年にわたり運営に尽力をされており、人柄も温厚で人望も厚く、適任であるとのことをごさいます。

続きまして、議案第28号、同じく農業委員会委員の任命について。美瑛町字新区画向上、谷口学氏、昭和43年12月28日生まれ。北海道中央農業共済組合からの推薦でございます。これまでの職歴、農業経験等から地域の農業に精通しており、地域の信頼も厚く中心的な存在として活躍され、地域の活性化に寄与している人物であるとのことです。

続きまして、議案第29号、同じく農業委員会委員の任命について。美瑛町字夕張、真田佳則氏、昭和39年10月16日生まれ。美瑛町農業協同組合からの推薦でございます。美瑛町農業協同組合の理事を10年以上にわたり務め、現在は、代表理事専務として活躍されており、今後の農家戸数減少や農地集積に対し、広い視野を備えていることから推薦するとのことでした。

議案第30号、同じく農業委員会委員の任命について。美瑛町旭町1丁目5番1号、佐藤千代志氏、昭和33年10月30日生まれ、一般応募でございます。35年間、農業改良普及センター職員として農業に携わっており、これまでの経験を農業委員会の活動に生かしていければと考えて応募をされたということでございます。

以上、15名の方の任命につきまして、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。はじめに15案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「はい」の声）

8番桑谷議員。

○8番（桑谷 覺議員） 国は農業委員に女性を登用するように要請していると思いますが、今回は女性を登用する考えはなかったのかお聞きします。以上です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 桑谷議員からの総括質疑にお答えをさせていただきます。ご指摘のとおり、国からも農業委員会委員への女性の登用というのは求められておりまして、時代の趨勢もその流れだろうと私も認識をしているところでございます。今回は、先ほどご説明もさせていただきましたけれども、農業委員さんの候補者につきまして、町内地域からの推薦、農業団体等からの推薦、一般公募、募集という形で15名の方をご推薦いただいた訳でございますけれども、その各団体、地域等からのご推薦が今回の顔ぶれの皆さまになったという結果でございます。ただ、農業者、女性農業者など多様な方々、多様な人材を農業委員会の中で活躍していただくということの趣旨については大変重要なことであろうと思っております。

今後、各農業者、地域の方々ですけれども地域の方々、あるいは業者による団体の方々に対しましても、ぜひ女性を選んで推薦していただきたい、また農業委員会としても女性の活躍を求めているという等々そういうような、女性登用に向けた間口を広げてますよという姿勢を示し、ぜひ今後推薦していただきたいという訴えを続けていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで15案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、各議案の質疑を行います。

おはかりします。議案第16号から議案第30号までの質疑は一括行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第16号から議案第30号までの質疑は一括行うことに決定しました。それでは各議案について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第16号から議案第30号までについての質疑を終わります。

おはかりします。次は討論であります。議案第16号から議案第30号までの討論は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで議案第16号から議案第30号までの討論を終わります。

これから日程第20、議案第16号から議案第30号までの件を採決します。

はじめに、議案第16号の件を採決します。議案第16号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第16号の件は同意することに決定しました。

次に、議案第17号の件を採決します。議案第17号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第17号の件は同意することに決定しました。

次に、議案第18号の件を採決します。議案第18号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第18号の件は同意することに決定しました。

次に、議案第19号の件を採決します。議案第19号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第19号の件は同意することに決定しました。

次に、議案第20号の件を採決します。議案第20号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第20号の件は同意することに決定しました。

次に、議案第21号の件を採決します。議案第21号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第21号の件は同意することに決定しました。

次に、議案第22号の件を採決します。議案第22号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第22号の件は同意することに決定しました。

次に、議案第23号の件を採決します。議案第23号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第23号の件は同意することに決定しました。

次に、議案第24号の件を採決します。議案第24号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第24号の件は同意することに決定しました。

次に、議案第25号の件を採決します。議案第25号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第25号の件は同意することに決定しました。

次に、議案第26号の件を採決します。議案第26号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第26号の件は同意することに決定しました。

次に、議案第27号の件を採決します。議案第27号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第27号の件は同意することに決定しました。

次に、議案第28号の件を採決します。議案第28号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第28号の件は同意することに決定しました。

次に、議案第29号の件を採決します。議案第29号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第29号の件は同意することに決定しました。

次に、議案第30号の件を採決します。議案第30号、農業委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第30号の件は同意することに決定しました。

日程第21 報告第1号 令和元年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第21、報告第1号、令和元年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長(小杉昌敏君) 報告第1号の内容につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は82、83頁になります。令和元年度の繰越明許費については、令和元年度の一般会計補正予算、第7号、第8号及び第9号において、令和2年度に繰り越して執行することの議決をいただいた5つの事業につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき、その内容を報告するものでございます。それでは最初に議案を朗読し、その後内容をご説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

午後2時10分まで休憩します。

休憩宣告（午後 1時49分）

再開宣告（午後 2時10分）

日程第22 報告第2号 美瑛町土地開発公社の経営状況について

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第22、報告第2号、美瑛町土地開発公社の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

山下建設水道課長。

（建設水道課長 山下 浩史君 登壇）

○建設水道課長（山下浩史君） 報告第2号、美瑛町土地開発公社の経営状況についての議案の内容につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては84頁から89頁になります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第2号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第2号の件は報告を終わります。

日程第23 報告第3号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第23、報告第3号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についての件を議題とします。本件について、説明を求めます。

（「はい」の声）

栗原商工観光交流課長。

（商工観光交流課長 栗原 行可君 登壇）

○商工観光交流課長（栗原行可君） 報告第3号についてご説明申し上げます。議案集は90頁から95頁になります。有限会社美瑛物産公社の経営状況について、朗読をもって報告といた

します。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第3号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についての報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。94頁、収支の計画ということにも関連してくるんですけども、やはり新型コロナウイルスの影響、本当に受けてですね、私単体の有限会社の赤字損失については別にとやかく言うつもりはありませんが、ただ、やはりこの物販事業ですとか、委託販売の落ち込みっていうのが、やはりその町の事業者さんの仕入れですとか、販売等について影響が出てくるんでないかということに危惧しています。それで3月に落ち込んで4、5と続いて、恐らく数字落ち込んではいらぬと思うんですけども、国の持続化給付金なんかもですね、有限会社民間というようところで活用できて、それで200万円の申請が可能になるんじゃないかなと思うんですけども、それを基にしてですね、仕入れの業者さんだとか、あと委託販売されてる業者さん等についても何らかのそういう、有限会社単体としてのですね、活用を考えていくべきじゃないかなという風に考えてるんですけど、その辺り、どんな感じなんですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 年度が変わりまして3月にかなり落ち込み、2月から落ち込んでる状況でございます。年度変わって4月5月も落ち込んでいるという状況で、ついには閉店をしているという状況もありまして、収入はかなり減っている状況でございますが、国の制度、また、町の制度も有効的に活用して補助金助成金の部分は申請しているということでございますし、また雇用につきましても雇用調整助成金ですか、の部分を申請してるということでございます。今後、今日から移動が解除されるっていうこともありますけども、引き続き、社員一体となって取り組み、また仕入れの関係もございまして、販売促進に向けた取り組みを一層進めていきたいと思っております。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) 9番高田です。貸借対照表の中の資本金の自己株式マイナス90万円について、ご説明いただけますでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 自己株式マイナス90万円でございますけども、昨年度、物産公社、全体で500の資本金がございますけども、そのうち商工会さん、町、あと農協さん、それぞれ株を持っています。昨年JAさんから、農協さんから要請がありまして、団体の出資比率が15%を超える場合は、農協さんの総代会の報告が必要になるということから、これまでの15株を農協さん持っていたんですが、農協さんの申し出により15%以内に抑えていただきたいということから、15株から9株分を減資しております。9株分の減資額が90万円ということになりまして、それにより農協さんが団体の出資比率は15%に抑えられたということでございます。したがって現在、その90万円が減資になりましたので、物産公社の資本金額は500万円から410万円という形になります。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第3号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第3号の件は報告を終わります。

日程第24 報告第4号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第24、報告第4号、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川農林課長。

(農林課長 吉川 智巳君 登壇)

○農林課長(吉川智巳君) 報告第4号の一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について、ご説明いたします。議案集は96頁から100頁になります。はじめに議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。

(「はい」の声)

9番高田議員。

○9番（高田紀子議員） 9番高田です。損益の関係で当期増減額のところでマイナス38万9,192円になってるんですけども、私が思うに農業振興機構さんは補助金等々で、農収益が大きいと思うのでその中で赤字になるということの原因っていうのはどういうところにあったのか教えていただけますでしょうか。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午後 2時37分）

再開宣告（午後 2時40分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

吉川農林課長。

○農林課長（吉川智巳君） 農業振興機構につきましては出資が美瑛町と農協ということで出資されて今までできておまして、今までずっと積み上がってきたものがどんどん各事業によって減ってきてるというものもありますし、合わせて、農業振興機構の単独についての町の補助金につきましては、単年度で繰越ゼロにするという形を取らせていただいてまして、今回ちょっとこういう形でマイナスになったという風にご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第4号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告4号の件は報告を終わります。

日程第25 報告第5号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第25、報告第5号、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

栗原商工観光交流課長。

（商工観光交流課長 栗原 行可君 登壇）

○商工観光交流課長（栗原行可君） 報告第5号についてご説明申し上げます。議案集は101頁から107頁になります。一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について、朗読をもって報告いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第5号、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。

(「はい」の声)

9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) 9番高田です。3点ほど質問をいたします。まず、決算の方の貸借対照表によります未収金3,716万8,720円、また、未払金1,688万6,761円の結構金額が大きいのですが、この内容についてご説明をお願いします。

あと2点目、予算の方ですけれども、事業計画の中で「新・まちづくり会社」の設立ということで検討を進めるということですが、どのような目的というか目標を持っての会社の設立を考えていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

また、3点目は収支計画の中でDMO推進事業が5,576万8,000円で今年度の決算より1,500万円程度の費用が増額になっている中で、CRMも入っていることからのことだと思いますが、この事業の内容についてもご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 3点ほどいただきました。まずは貸借対照表の未収金及び未払金の内容でございますけれども、まずは未収金でございます。未収金につきましては、補助金関係になります。町の補助金、あと指定管理の補助金、あと道の駅の補助金が主なものになります。その金額が3,700万円ということでございます。

次に、負債・正味財産の部の未払金でございますけれども、主なものといたしましては、業務委託料の3月終わりました、また支払いが4月なるという部分が多くございます。それに係る業務委託料が主なもので1,680万円という形になってございます。

また、新会社の関係でございますけれども、昨年度、検討委員会といいますか、を立ち上げてございます。まだ、その後コロナの影響で集まって今後の内容とかは詰めてございませんけれども、新会社の内容につきましては、これまで活性化協会の構成メンバーは、町も入ってますけれども、物産公社とか観光協会、農協さんと色々入ってございます。そうした中で内容としては、まちづくりの中の事業がほとんど活性化協会が担ってございますけれども、その中ではやはり、全体的に利益の部分も含めて、まちづくりを進めるということでございます。当然、観光も含めてということになりますけれども、今町内にあります活性化協会、そして物産公社、観光協会も含めてですね、この3社がどのような形で一体となって、美瑛の観光産業、そしてまち

づくりを進めていけるかということで、現在模索をしている段階でございます。具体的にはこれから詰めていくような内容でございますけれども、今年度、その具体的なものになるものとして、設立に向けて今準備を進めているところでございます。

次に、支出のDMO事業の関係でございますけれども、DMO事業につきましては今言われたそのCRMの関係の他に細かくあるんですけれども、ホームページの制作、あとは受入事業、美瑛にお越しいただけるその農業と観光のガイドを行う人材育成の費用、あとは国際交流の関係もこの中に入っております。大きなものはやはりCRM事業がほとんど8割ぐらいの予算を占めているということでございますけれども、体験事業、今DMO事業では、体験の事業を展開しています。冬はちょっと出来ませんでしたけれども、CRMのデータを基に体験活動のプランの作成、企画、そして運用という形になってございます。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第5号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第5号の件は報告を終わります。

日程第26 意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を
求める意見書について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第26、意見書案第3号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

13番八木幹男議員。

（13番 八木 幹男議員 登壇）

○13番（八木幹男議員） 朗読をもって提案に代えさせていただきます。

（意見書案の朗読を省略する）

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第26、意見書案第3号の件を採決します。意見書案第3号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第3号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第27 意見書案第4号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第27、意見書案第4号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

10番野村祐司議員。

(10番 野村 祐司議員 登壇)

○10番(野村祐司議員) 朗読をもって提案をいたします。

(意見書案の朗読を省略する)

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第27、意見書案第4号の件を採決します。意見書案第4号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第4号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第28 意見書案第5号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第28、意見書案第5号、2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

1番保田仁議員。

（1番 保田 仁議員 登壇）

○1番（保田 仁議員） 朗読をもって提案といたします。

（意見書案の朗読を省略する）

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第28、意見書案第5号の件を採決します。意見書案第5号、2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、意見書案第5号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第29 意見書案第6号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第29、意見書案第6号、「子どもの貧困」解消など教育予算確

保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

9番高田紀子議員。

(9番 高田 紀子議員 登壇)

○9番(高田紀子議員) それでは要約をもって朗読を申し上げます。

(意見書案の朗読を省略する)

よろしく願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第29、意見書案第6号の件を採決します。意見書案第6号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第6号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第30 意見書案第7号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第30、意見書案第7号、2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

12番山本賢一議員。

(12番 山本 賢一議員 登壇)

○12番(山本賢一議員) 朗読をもって提出いたします。

(意見書案の朗読を省略する)

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「はい」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「はい」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第30、意見書案第7号の件を採決します。意見書案第7号、2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、意見書案第7号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第31 所管事務調査の申し出について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第31、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長大坪正明議員、産業経済常任委員会委員長野村祐司議員、議会運営委員会委員長桑谷覚議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

おはかりします。本件については各委員長から申し出のとおり承認したいと思います。

ご異議ありますか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり、承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には議長において承認したいと思いますので、了承願います。

○議長（佐藤晴観議員） ここで、7月19日をもって退任されます川崎農業委員会会長から、退任のご挨拶をいただきたいと思ひます。

（「はい」の声）

川崎農業委員会会長。

（農業委員会会長 川崎 章道君 登壇）

○農業委員会会長（川崎章道君） それでは、実はですね、議長さんから早い段階で最後ご挨拶というお話を受けていました。でも昨日、山本町議さんからですね、この舞台でお話させてい

ただいて、一応幕が下りたのかなと思いましたが、再度議長からアンコールがかかりましてですね、この場に恥ずかしながら立たせていただいています。本当に最後のご挨拶をさせていただきます。

この6年間、議会に出させていただきました。まちづくりの主役、町の主役は町民ですけども、この議場におられる町の執行者、そして、本当に優秀な役場の職員、そして地域から押されている議員の皆さんがですね、この町民のために、こんなに頑張っている姿を見せていただいた6年間だったなど、そんな風に思っているところであります。新型コロナウイルスにより世界がですね、大変な状況になってます。しかしながらですね、私は川の流れのようですね、やはり、まちづくり、止めることはできないと思います。一時的には遅くなくてもですね、歩みを止めないで、どうか、主人公である町民のためにですね、汗を流し良いアイデアをここにいる議場の皆さん全員でですね、まちづくりのために頑張ってくださいたいと、そんなことを強く思っているところであります。

私は農業委員退任しますけども、この後、今日15人の方選任いただきました。今まで以上に会場におられる皆さんに力強いご支援、ご協力をいただき、農業委員を育て、農業委員会をですね、育てていただければと、そんな風に思うところであります。私はですね、美瑛町のためにおいしい豚肉をつくってですね、皆さんに高価格で提供します。これ以上、おしゃべりするとですね、この頃涙、昨日穂積さん涙ためましたって、私もちょっと潤んでるんですよ。そんなことで、最後にこの場を設けていただきました、議長さん、町長さんにですね、感謝を申し上げ、最後の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（佐藤晴観議員） 以上で退任の挨拶を終わります。

閉会宣告

○議長（佐藤晴観議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。会議を閉じます。令和2年第4回美瑛町議会定例会を閉会いたします。

閉会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） 昨日今日と定例会お疲れさまでした。無事に終わられたのかなと思っているところでございます。昨日、開会に先立って穂積議員、25年の勤続に表彰を受けられましたとおめでとうございます。そして今日、最後の公務という、最後の公務ではないでしょうね、最後の議会ということで、川崎会長の退任のご挨拶も今いただきました。僕にとっては、

後援会長ではないですけど、本当ね、後援会長と同じぐらいなんか気持ちのある方って言うても良いぐらい、例えば今日ここで挨拶するっていう時にいつもネタになってもらってるっていいですか、そんな風に僕が失礼なことを言ってもですね、本当に懐を広く大らかに、ユーモアは大事だからね、なんて言いながら、いつも見守っていただいていたなという風に強く思っています。そんな川崎会長は濱田議長さんと一緒にですね、最初に、議会と農業委員会でただ飲もうよっていうようなところから始まった産業懇談会なんですけれども、その議会とのただの飲み会風の時にですね、川崎会長がゆくゆくは、あの団体もこの団体もこうやって、こうやって、こうやっていきたいんだって言っていたことをすごく強く覚えていて、それが次の年、その次の年とどんどん実現していくもんですから、僕はもう平たく言うとおこのおっさん流石やるなっていう風な思いをですね、すごく思って、強く思っているところであり、この産業懇談会をですね今後この美瑛町にとってですね、すごく大事な重要な会になっていくという風に思っているところでもあります。ただ、今回会長を退任されますので、我々残った者にしっかりと任せ、いただけるように、お前らよくやってるなと言っただけのように、我々も頑張っていって一生懸命川崎会長には健康で豚を育てていただければと思っておりますので、お疲れさまでした、ありがとうございました。そして皆さんも定例会お疲れさまでした。また、川崎会長いなくなっても、我々にとっては、まちづくり、まだまだ待っておりますので、また頑張りましょう。本定例会、お疲れさまでした。

午後3時26分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年7月22日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴 観

議員 中村 倶 和

議員 桑谷 覺